

小樽商科大学大学院現代商学専攻修士論文審査会要項

この要項は、小樽商科大学学位規程第12条第4項に定める修士論文審査会について定めるものとする。

(修士論文審査会)

第1 小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻博士前期課程の経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースに、修士論文審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会業務)

第2 審査会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 研究指導Ⅱ終了時の中間報告
- (2) 修士論文及び課題研究（以下「修士論文等」という。）の審査
- (3) 最終試験

(学位論文審査員)

第3 審査会は、第2第2号及び第3号を実施する場合、小樽商科大学学位規程第12条により学位論文審査員（以下「審査員」という。）を選出する。

2 審査員の決定は、専攻教授会で行う。

(修士論文等審査)

第4 審査員は、修士論文等の審査結果の合否を教務課に通知する。

2 修士論文等の審査基準は、別に定める。

(最終試験)

第5 審査員は、最終試験の合否を教務課に通知する。

2 最終試験の審査基準は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日以前の現代商学専攻に所属する学生は、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。